



公共施設の再配置に関連する基本的な情報をお知らせします。

## 人口の話

総合計画の策定作業も佳境に入りつつあり、現在、庁内策定委員会には、「秦野市人口ビジョン(案)」が示されたところです（各部長及び庶務担当課長に配付されていますので、興味のある方はご覧ください）。その中身を見てみると、将来人口の推計結果（以下「新推計」といいます。）が、「HADANO2020 プラン前期基本計画」を策定するために行った推計結果（以下「旧推計」といいます。）とは異なっています。2050年における差異を下表に表しました。

推計区分 年齢区分	新推計(A)		旧推計(B)		増減	
	人数	割合	人数	割合	人数(C=A-B)	割合(C/B)
年少人口	19,133人	14.2%	11,761人	8.2%	7,372人	62.7%
生産年齢人口	63,309人	46.8%	79,681人	55.8%	△ 16,372人	△ 20.5%
老年人口	52,737人	39.0%	51,261人	35.9%	1,476人	2.9%
計	135,179人	100.0%	142,703人	100.0%	△ 7,524人	△ 5.3%

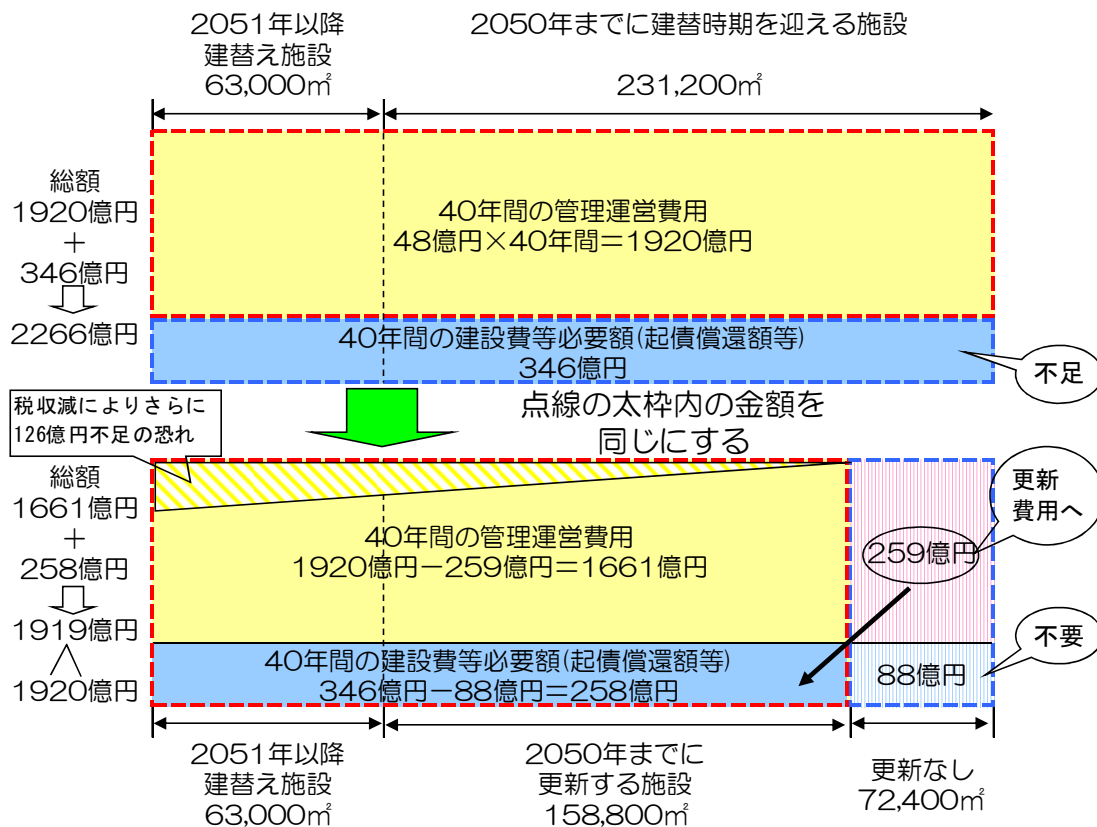
総人口は、予想どおりと言っているかもしれませんが、新推計では旧推計よりも約7,500人、5.3%の減となっています。年齢三区分でその差異の内訳を見てみると、年少人口は約7,400人、62.7%の大幅増、老年人口は約1,500人、2.9%の増となっていますが、生産年齢人口は、約16,400人、20.5%の大幅減となっています。現在の公共施設再配置計画は、旧推計を基に策定されていますので、この推計の変化が再配置計画に与える影響について解説します。

## 喜びも半分

まず、生産年齢人口の大幅な減少は、税金などに大きな影響を与えるであろうことは、多くの方が気付くと思います。それ以外に、再配置計画ならではの悩みもあります。それは、年少人口が旧推計よりも大幅に増えていることです。このことは、本市にとって明るい話ですが、再配置の方針には、重大な影響を与えます。

次ページの図をご覧ください。再配置の方針では、ハコモノを削減することによって、そこにかかっていた管理運営費を削減し、その分を維持しなければならないハコモノの建替え費用の不足分に充てていくことを原則としてシミュレーションを行い、削減目標を31.3%と決めました。すなわち、31.3%の床面積にかけていた管理運営費用で、残る68.7%のハコモノの建替え費用の不足分を賄うことができるのです。しかし、注意しなければならないのは、その内訳です。

市区町村が持っているハコモノの中で、どんなに苦しくても必要以上に減らせられないものがあります。それは、義務教育施設です。学校教育法第38条と第49条には、「市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校（中学校）を設置しなければならない。」と定めています。つまり、「学校を用意できないから、他のまちの学校に行ってくれ」とはできないのです。



したがって、削減目標には、児童・生徒の数に合わせた削減しかできない義務教育施設は26.2%、その他の施設は43.2%と内訳が明記してありますが、これは、旧推計に基づくものです。新推計では、年少人口が多くなっていましたので、26.2%の削減はできない、すなわち、前述の原則に従い、その他の施設をより多く減らし、建替え費用に充てる財源を用意しなければならないこととなります。

2050年までに建替え時期を迎えるその他の施設の面積は、約69,900㎡、このうち、旧推計による削減目標で残せる面積は、39,700㎡です。右の表に2050年までに建替え時期を迎える主な施設の床面積を表しましたが、これらを合計すると52,300㎡になりますので、すべてを建替えることは、数字上は不可能です。すべてを八掛けにしてもオーバーしてしまいますが、これが「公共施設更新問題の現実」です。

庁舎等	15,400㎡
図書館	3,700㎡
公民館(5館)	6,300㎡
文化会館	8,300㎡
おおね公園	2,000㎡
こども園(5園)	7,100㎡
幼稚園(9園)	9,500㎡

新推計による削減目標の試算は、これから精査しますが、現在の削減目標よりも引き上げれば、より多くの施設の建替えをあきらめざるを得ません。さらには、生産年齢人口の大幅な減少は税収減を、年少人口と老年人口の増加は扶助費等の増加をもたらしますので、もっと厳しい現実が待ち受けているかもしれません。しかし、ただあきらめてしまうのか、それとも、ハコモノはなくなっていたとしても、その役割は、従来とは異なる方法で維持できているのか、どちらになっているのかは、私たち職員の意識改革にかかっているのではないのでしょうか。

i 「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき、全自治体に策定を求められており、本市における「地方創生」を実現するための将来人口のビジョンを示すものになります。

